特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会賛助会員に関する規程

（趣　旨）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

定款第７条に基づき、賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

　（会　員）

1. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人又は団体とする。

２　賛助会員の資格は、入会した月から起算して１年とする。

（会　費）

1. 賛助会員の会費は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会入会金及び会費等

納入規程に定めるところによる。

２　賛助会員の口数は、制限しない。

（入会の方法）

第４条　賛助会員になろうとする者は、様式１に定める特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会賛助会員申込書（以下「賛助会員申込書」という。）に会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

　（会　計）

第５条　賛助会費は、本会の収入及び支出として決算する。

（情報の提供）

第６条　本会は、賛助会員に対し、本会が実施する事業について必要な情報を提供する。

（委　任）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。